



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024年11月1日

No. VNM_042

ベトナム EC 事業の法務 — 個人情報保護法制・消費者保護法制の観点から —

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)
弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)
ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. はじめに

近年、ベトナム電子商取引（EC）市場が活況を呈しています。ベトナム商取引協会（VECOM）の2024年版報告書によると、ベトナムのECセクターは成長を続けており、成長率は25%を超え、250億ドルを超える規模に達しています¹。一方で、日本企業がベトナムでEC事業を構築・展開する場合や、越境ECを立ち上げ、ベトナムへの販売促進を図る場合には、複雑かつ頻繁に改正されるベトナムの規制を慎重に検討することが必要です。そこで、本稿では、日系企業がベトナムにおいてEC事業に参入するにあたって対応が必要となる現地法令のうち、最近改正された個人情報保護法制・消費者保護法制を中心に、その要点を解説します。

2. 一般的な越境EC事業の種類

一般に、日系企業がベトナムで越境EC事業を展開する方法としては、以下の4つの類型が考えられます²。

- ・ 自社でベトナムに拠点を設立し当該拠点を通じて自社ECサイトやECモールを展開する。
- ・ 日本国内に自社のベトナム向けECサイトを立ち上げる。
- ・ ベトナムで既に展開されているECモールに出店する。
- ・ 日本国内で既存のベトナム向けECモールに出店する。

ベトナムで EC 事業を展開する企業は、いずれの類型を選択する場合であっても、以下の個人情報保護法制・消費者保護法制を順守する必要があります。

¹ <http://en.vecom.vn/vietnam-e-commerce-business-index-report-ebi-2024>

² <https://www.jetro.go.jp/world/qa/C-170201.html>

3. 個人情報保護法制・消費者保護法制

(1) 個人データ保護政令

ア. 概要

ベトナムにおけるECの急成長に伴い、個人情報の漏洩や不正利用に対する懸念が高まっていることを受け、2023年7月1日、ベトナム国内で初の一般法令となる個人データ保護政令（政令No.13/2023/ND-CP。以下「政令13号」）が施行されました。なお、2024年5月2日、サイバーセキュリティ分野の違反に対する行政処分に関する政令案が公表されました。同政令案には、政令13号に違反した場合の罰則規定も含まれており、法人に対しては、最大でベトナムにおける前会計年度の総売上高の10%に相当する罰金を科すことができる旨が規定されています。同政令案の施行日は2024年6月1日とされていましたが、本稿執筆現在、依然として施行されていない状況です。

イ. 適用対象

政令13号は、ベトナムのローカル企業だけでなく、「ベトナムの外国機関、組織及び個人」及び「ベトナムでの個人データの処理に直接従事又は関与する外国機関、組織及び個人」についても適用対象となります（政令13号第1条第2項）。そのため、日系企業がベトナムに拠点を有しない方法で越境EC事業を展開する場合であっても、ベトナムで個人データを取得する場合には、政令13号の適用対象となります。

ウ. プライバシーポリシーの作成

個人データの管理者は、顧客の個人データを取得する際には、事前に処理目的や個人データの種類等の一定事項を顧客へ通知した上で（政令13号第13条）、これらの事項を明確に認識した顧客による同意を得なければなりません（政令13号第11条第2項）。このような規定を充足するために、EC事業を展開する日系企業は、ベトナム人向けのプライバシーポリシーを作成・公表する必要があります。

エ. 各種評価書類の提出

個人データの管理者等は、顧客の個人データを取得した日から60日以内に、ベトナム公安省サイバーセキュリティ・ハイテク犯罪防止局（通称「A05」）に個人データ処理影響評価書類を提出しなければなりません（政令13号第24条）。また、個人データの管理者等は、ベトナム国民の個人データをベトナム国外に移転させる場合、データ移転開始日から60日以内に、A05にデータ移転影響評価書類を作成し提出する必要があります（政令13号第25条）。また、評価書類に変更が生じた場合には、10日以内に更新・補足しなければなりません（政令13号第25条第6項）。

オ. ベトナム個人データ保護法草案

なお、2024年9月24日、ベトナム政府は、2025年10月制定・2026年1月施行予定の個人情報保護法草案のパブリックコメント募集を開始しました。本草案の重要なポイントは、以下となります。

- （信用評価事業者による）データ保護信用性評価は、個人データ処理の影響評価及び個人データの越境移転の影響評価に関する新たな要件となります。これらは、6か月ごと及び一定の変更が生じた場合に更新される必要があります。
- 基本個人データ及び機微個人データを取り扱う事業者は、個人データ保護（PDP）認定事業者及びPDP専門家の選任が必須となります。中小企業やスタートアップ企業には、この要件に準拠する前に2年間の移行期間が認められています。

- PDP事業者、(ii)PDP専門家、(iii)信用評価事業者（個人データを保護する責任を負う事業者の信用性を評価する機関）、及び(iv)データ処理業務が認可されるための一連の要件が設定されています。
- 特定の事業分野（行動ターゲティング広告、その他のターゲティング広告、ビッグデータ処理、人工知能、クラウドコンピューティング、銀行・金融、ソーシャルネットワーク、OTTストリーミングなど）で個人データを処理する場合や、特定の情報（健康・保険データ、位置情報データ、生体情報データ、信用情報データ、児童データ、従業員データなど）を扱う場合は、厳格なPDP義務を課すものとされています。

(2) 2023年消費者権利保護法

ア. 概要

ベトナムの消費者保護法制としては、従前より消費者権利保護法（No.51/2010/QH12。以下「旧法」）が制定されてきました。しかし、昨今のECの急増やマーケティング手法の変化等に対応するために、2024年7月1日、旧法を改正する形で、2023年消費者権利保護法（No.19/2023/QH15。以下「新法」）及び新法の詳細を定める施行政令（No.55/2024/ND-CP。以下「政令55号」）が施行されました。

イ. 適用対象

新法の適用対象には、「消費者の権利保護に関連する国内外の機関、組織、個人」も含まれているため（新法第2条第5項）、その文言からして、ベトナム国外からEC事業を展開する事業者にも新法が適用される可能性があります。

ウ. 越境EC事業者に課される義務

(ア) 詳細な情報提供

新法では、特殊取引の一類型として、「遠隔取引」³に関する節が新設されました（新法第37条～第40条）。例えば、事業者が遠隔取引を行う場合、事業者は、消費者に対し、事業や製品に関する詳細な情報を提供しなければなりません（新法第37条第1項、政令55号第22条）。そのため、ECモールに出品する商品の説明文を掲載する際には、これらの規定内容を確認した上で準備する必要があります。

(イ) 欠陥製品に対する無過失責任

事業者は、自らが提供した欠陥製品・商品が消費者の生命、健康、財産に損害を惹起した場合、たとえ欠陥を知らず、欠陥発生に過失がないとしても、損害賠償責任を負うものと規定されています（新法第34条）。ただし、以下に該当する場合には、損害賠償責任を免除されます（新法第35条）。

- ・ 製品・商品が損害を惹起した時点での世界の科学技術では、製品・商品の欠陥が発見できないことが証明された場合
- ・ 事業者が欠陥製品の回収、国家当局への報告、回収期間中の消費者保護措置（新法第32条、第33条）等の救済措置を十分に講じており、消費者が欠陥製品・商品に関する十分な情報 を入手したにもかかわらず、当該欠陥製品を使用し続けた場合

³ 「遠隔取引」とは、「電子的方法又はその他の方法によってインターネット上で実施される取引であり、取引に参加する前に、消費者が製品・商品・役務を直接的に検査、接触することができないもの」と定義されています（新法第3条第5項）。

- ・ その他法令によって規定される場合

(ウ) 脆弱な消費者の権利保護制度

新法では、「脆弱な消費者の権利保護」に関する規定が追加されました。

「脆弱な保護者」とは、高齢者、身体障害者、児童、少数民族、妊娠中・産後36か月未満の女性、重篤な病人、貧困世帯の構成員等をさします（新法第8条第1項）。

脆弱な消費者が、自らが脆弱な消費者であること及び自らの権利が侵害されたことを証明する証拠、資料を添付して保護を要請した場合、事業者は、優先的に受領して処理する必要があります（新法第8条第2項c）。事業者は、この受領・処理に遅れが生じた場合等、脆弱な消費者に対して損害を賠償しなければいけません。

(エ) 消費者情報の保護

「消費者情報」について、旧法では明確に規定されていませんでしたが、新法において、「製品・商品・役務の購入、使用の過程に関する消費者の個人情報及び消費者と事業組織・事業者間の取引に関連するその他の情報」と定義されました（新法第3条第3項）。

事業者が消費者情報を取得する場合には、消費者情報保護規則の作成、消費者情報の収集・利用・保管に際しての顧客への事前通知と同意の取得、データ保護とプライバシーの確保、消費者のデータ確認・修正・更新・取消・移転・移転停止等の権利の確保等、消費者情報の保護に関する規定（新法第15～20条）を遵守する必要があります。

これらには、政令13号と同一内容の規制も多くありますが、細部で異なる規定もあり、留意が必要です。

エ. デジタルプラットフォーム提供事業者固有の義務

新法は、EC サイトをはじめとするデジタルプラットフォーム（ウェブサイト、モバイルアプリ、ソーシャルメディア等）を提供する事業者に対して、（1）消費者による他のデジタルプラットフォームの登録・利用を妨げる行為、（2）選択基準を公開することなく商品の優先表示を調整することにより、消費者の選択の自由を損なう行為、（3）消費者のレビューを妨害・偽装する行為、（4）消費者団体の運営を妨げる行為、（5）消費者によるアンインストール、無関係なソフトウェアやアプリ ケーションをインストールすることを妨げる行為、（6）その他消費者の権利を侵害する行為等、一定の禁止行為を定めています（新法第10条第3項）。また、デジタルプラットフォーム提供事業者固有の責務として、連絡窓口の公表（新法第39条第3項a）、活動規則の作成・公表（同条同項b）等を順守する必要があるものと規定されています。

4. その他特筆すべき規制

(1) ベトナムで EC モールを所有・運営する外国企業特有の義務

以上は、最近改正された法令の解説ですが、ベトナムで EC 事業を営む上では、その他の広範な法規制への対応も必要となります。特に、ベトナムで EC モールを所有・運営する外国企業は、以下の義務を負うことに注意する必要があります（政令 No.52/2013/ND-CP 第67a条（政令 No.08/2018/ND-CP 及び政令 No.85/2021/ND-CP で一部改正））。

- ・ EC サイト開設の登録を行う義務

- ・ ベトナムにおける駐在員事務所の設立又は授権代理人の任命を行う義務
- ・ 駐在員事務所、授権代理人に違法な取引の防止等をさせ、必要に応じてベトナム商工省に協力する義務
- ・ ベトナム商工省への運営状況の年次報告義務

(2) ベトナムで継続的役務提供を行う外国企業特有の義務

「継続的役務提供」とは、3 か月以上の期間又は期間の定めなく役務を提供することをいいます(新法第3条第6項)。例えば、EC モールにおいて、サブスクリプションサービスを提供するような場合には「継続的役務提供」に該当することになります。ベトナムで継続的役務提供を行う外国企業は、以下の義務を負います(新法第41条)。

- ・ ベトナムにおける法定代理人又は正式な代理人を任命し、公表すること
- ・ 両当事者が別途合意した場合を除き、前払いを要求しないこと
- ・ 法律の規定に反して、契約やサービスを一方的に解除しないこと
- ・ 不可抗力による場合を除き、保守、修理、その他の原因によるサービスの一時停止について、少なくとも3 日前までに書面にて利用者に通知すること

5. おわりに

以上のとおり、ベトナムでの EC 事業にあたっては、個人情報保護法制において、プライバシーポリシーの作成、各種評価書類の作成、当局への提出対応等が必要となり、消費者保護法制において、製品情報等の記載の充実、事業者課される責務の順守等が必要となります。また、外国企業に課される特別の義務に対しても注意が必要です。このような多様な規制に対応するため、専門家の知見、助力を得たうえで十分な対策を講じることが重要です。

以上

ホーチミンオフィス移転のお知らせ

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 [ホーチミンオフィス](#) は、2024年11月1日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

[移転先住所]

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84-(0)28-3520-8145 (Ext. 217)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#) (パートナー、東京弁護士会)
Email: katsunori.irie@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#) (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)

Email: anh.mai@aplaw.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)

Email: keisuke.miyanishi@aplaw.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: ipg_vietnam@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。